

山形県健康福祉部指定管理者審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、山形県健康福祉部が所管する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）について必要な事項を定めるものである。

(審査委員会の役割)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- 一 募集要項に記載する選定基準等の審査
- 二 指定管理者の選定に係る審査
- 三 その他、指定管理者の候補者の選定にあたり必要な事項

(審査委員会の組織)

第3条 審査委員会は、次の者をもって組織する。

- 委員長 健康福祉部次長
- 審査委員 健康福祉企画課長及び総務部で選任する共通外部委員3名

- 2 審査委員会は、公募によらない指定管理者の候補者の選定についても、審査を行うものとする。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、健康福祉企画課長がその職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第4条 審査委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第5条 委員の中に、指定管理者の指定を受けようとするものの役員等関係者がいる場合は、当該委員は、当該申請に係る審議に加わることはできない。

(委員でない者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(事前の調査)

第7条 公の施設の所管課長は、所管する公の施設に係る指定管理者の指定の申請の内容について、あらかじめ指定基準に適合するか否かの調査を行い、その結果を審査委員会に報告するものとする。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、県が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(選定結果の公表等)

第9条 審査委員会の会議の公開の可否は、「審議会等の公開に関する指針（平成18年3月総務部長通知）」（以下「指針」という。）に基づき審査委員会が決定するものとする。

2 審査委員会に係る情報、指定管理者の候補者の選定結果及び選定理由については、指針に基づき公表する。

(事務局)

第 10 条 審査委員会の事務局は、山形県健康福祉部健康福祉企画課におく。

2 審査委員会の会議に必要な資料の調製及び候補者選定結果の公表等については、各施設の所管課が行う。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 5 月 8 日から施行する。